

玉川村における利用者負担額（保育料）の設定について

- ① 新制度の保育料は、世帯の所得に応じた「応能負担」を基本とします。
- ② 国が定める基準よりも減額した金額を設定し、負担軽減を図ります。

1号認定

※玉川村の独自軽減策として、平成28年度より完全無償化を実施しております。

2号認定

3号認定

① 2号認定の利用者負担額軽減

1号認定の無償化により、同じ3歳以上児である2号認定についても、1号認定と整合性をもたせるよう、利用者負担額の軽減を図っております。

② 「幼児教育の段階的無償化」について

国の「幼児教育の段階的無償化に向けた取組」により、平成28年度から、年収約360万円未満相当の世帯について、保育料負担軽減措置が図られているところであります。

平成29年度においては、負担軽減措置の更なる拡充が図られています。

【平成29年度における段階的無償化】

◆市町村民税非課税世帯について、第2子の保育料を無償化

◆ひとり親等世帯について、第1子の保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減

③ 平成29年度「利用者負担額表」の変更について

国の「幼児教育の段階的無償化に向けた取組」に基づき、本村においても、次のとおり平成29年度「利用者負担額表」を4月分の利用者負担額から改定しております。（*変更部分について赤字表示）

平成29年度 玉川村の利用者負担額表（2号・3号認定）

世帯の階層区分				利用者負担額（月額）			
階層区分	定 義			2号認定 （3歳以上児）		3号認定 （3歳未満児）	
				標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）			0円	0円	0円	0円
第2階層	A	市町村民税非課税世帯		母子父子世帯又は障がい者（児）のいる世帯	0円	0円	0円
	B				上記に該当しない世帯	2,000円	1,900円
第3階層	A	市町村民税均等割のみ課税世帯		母子父子世帯又は障がい者（児）のいる世帯	1,000円	950円	5,500円
	B				上記に該当しない世帯	3,000円	2,900円
	C	所得割課税額 48,600円未満		母子父子世帯又は障がい者（児）のいる世帯	2,000円	1,900円	8,000円
	D				上記に該当しない世帯	6,000円	5,800円
第4階層	A	所得割課税額 97,000円未満	うち 77,101円未満	母子父子世帯又は障がい者（児）のいる世帯	2,000円	1,900円	8,000円
	B		上記に該当しない世帯		7,000円	6,800円	26,000円
	C		うち 77,101円以上		7,000円	6,800円	26,000円
第5階層	所得割課税額 169,000円未満			9,000円	8,800円	32,000円	31,400円
第6階層	所得割課税額 301,000円未満			9,000円	8,800円	32,000円	31,400円
第7階層	所得割課税額 397,000円未満			9,000円	8,800円	32,000円	31,400円
第8階層	所得割課税額 397,000円以上			9,000円	8,800円	32,000円	31,400円

《備考》

- **年齢要件** 保育を実施した当該年度の初日の前日における年齢に応じて決定します。
- **階層区分** 4月～8月は前年度分の市町村民税、9月～翌年3月は当年度分の市町村民税により決定します。
- **利用者負担額の多子軽減**

① 「年収約 360 万円未満」に該当する世帯

(1) **世帯の市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満の場合**

支給認定保護者と生計を一とする負担額算定基準者がいる場合、年齢に関わらず多子軽減に伴う対象とし、この子どもから順に2人目は「利用者負担額表」の利用者負担額の半額とし、3人目以降については0円とします。ただし、市町村民税非課税世帯については、2人目以降を0円とします。

(2) **世帯の市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満の場合**

支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が、母子父子世帯又は障がい者（児）のいる世帯等に該当し、支給認定保護者と生計を一とする負担額算定基準者がいる場合、年齢に関わらず多子軽減に伴う対象とし、この子どもから順に2人目以降を0円とします。

② 「年収約 360 万円未満」に該当しない世帯

(1) **世帯の市町村民税所得割課税額が 77,101 円以上の場合**

小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は「利用者負担額表」の利用者負担額の半額とし、3人目以降については0円とします。

● **支給認定保護者と生計を一とする負担額算定基準者とは**

- (1) 支給認定保護者に監護される者（支給認定保護者が現に監護する未成年者）
- (2) 支給認定保護者に監護されていた者（未成年であった時に、支給認定保護者が現に監護していた者）
- (3) 支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（成年に達した後に、支給認定保護者と生計を一にする直系卑属となった者（(1)(2)に該当しない者）

● **障がい者（児）のいる世帯とは、次に掲げる者（児）を有する世帯が該当**

- (1) 身体障害者福祉法第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
- (3) 精神保健及び精神障害福祉に関する法律第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者

● **月の途中で入園し、又は退園した場合における利用者負担月額**

(1) **月途中入園**

利用者負担額の月額×入園日からのその月の開園日数（25日を超える場合は、25日）÷25日

(2) **月途中退園**

利用者負担額の月額×退園の前日までのその月の開園日数（25日を超える場合は、25日）÷25日

【(1)(2)とも、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てとなります。】